

○厚木愛甲環境施設組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則

(平成16年4月1日)
規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木愛甲環境施設組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(平成16年厚木愛甲環境施設組合条例第6号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(職務専念義務の免除)

第2条 条例第2条第3号の規定により職務に専念する義務を免除される場合は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 組合及び構成市町村と密接な関係を有し、組合が指導育成を行うことを必要とする団体の事務に従事する場合
- (2) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第51条第1項又は第2項の規定により審査の請求をする場合
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をする場合又は当該審査に当事者として出席する場合
- (4) 法第49条の2第1項の規定により不利益処分について不服申立てをする場合又は当該審査に当事者として出席する場合
- (5) 法第55条第8項の規定により適法な交渉を行う場合
- (6) 法第55条第11項の規定により不満を表明し、又は意見を申し出る場合
- (7) 特別職を兼ね当該職務に従事する場合
- (8) その他管理者が必要と認めた場合

(職務専念義務免除の手続)

第3条 職員は、職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、次による手続をしなければならない。

- (1) 前条第2号から第4号まで及び第6号に規定する場合は、職務専念義務免除承

認申請書(1) (第1号様式)を事務局長に提出するものとする。

- (2) 前条第5号に規定する場合は、職務専念義務免除承認申請書(2) (第2号様式)を事務局長に提出するものとする。
 - (3) 前条第1号又は第7号に規定する場合は、職務専念義務免除承認申請書(3) (第3号様式)を事務局長に提出するものとする。ただし、任命権者が必要と認めたときは、直属上司の命令をもって手続をしたものとみなす。
 - (4) 前条第8号の規定による場合は、別に定めるところにより前2号に準じて手続をするものとする。
- 2 条例第2条第1号及び第2号に規定する場合は、直属上司の命令又は承認をもって手続をしたものとみなす。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

第1号様式 (第3条関係)

職務専念義務免除承認申請書(1)				
年 月 日				
厚木愛甲環境施設組合管理者 殿				
所属				
職				
氏名 ㊤				
次のとおり職務専念義務の免除を申請します。				
1 期間				
年 月 日 時 分から				
年 月 日 時 分まで				
2 理由				
3 所属長職名 氏名 ㊤				
次のとおり承認してよろしいか。				
1 期間				
年 月 日 時 分から				
年 月 日 時 分まで				
2 条件				
副管理者	事務局長	事務局次長	係長	係員
受付	年 月 日	起案	年 月 日	決裁 年 月 日

〔厚木愛甲環〕

一三〇四

第2号様式 (第3条関係)

職務専念義務免除承認申請書②						
						年 月 日
厚木愛甲環境施設組合管理者 殿						
職員団体代表者						
職						
氏名						④
次のとおり職務専念義務の免除を申請します。						
1 承認を受けようとする日時						
年 月 日		時 分から				
年 月 日		時 分まで				
2 承認を受けようとする理由						
3 承認を受けようとする者の職・氏名						
次のとおり承認してよろしいか。						
1 期 間						
年 月 日		時 分から				
年 月 日		時 分まで				
2 条 件						
事務局長	事務局次長	係 長	係 員			
受付	年 月 日	起案	年 月 日	決裁	年 月 日	

〔厚木愛甲環〕

一三〇五

第3号様式 (第3条関係)

職務専念義務免除承認申請書③ <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div> 厚木愛甲環境施設組合管理者 殿 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 所属 職 氏名 ④ </div> 次のとおり職務専念義務の免除を申請します。 1 従事しようとする業務の属する団体について (1) 団体名 (2) 所在地 (3) 事業内容 2 従事しようとする業務について (1) 職 名 (2) 勤務時間 ア 常勤 イ 非常勤 月平均 日 (1日 時間) (3) 報 酬 ア (時間・日・月・年) 収入 円 イ その他 (4) 従事期間 年 月 日から 年 月 日まで (5) 職務の内容と責任の程度					
次のとおり承認してよろしいか。 1 期 間 <div style="margin-left: 40px;"> 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで </div> 2 条 件					
副管理者	事務局長	事務局次長	係 長	係 員	
受付	年 月 日	起案	年 月 日	決裁	年 月 日

〔厚木愛甲環〕

一三〇六(一三四〇)